

静岡県青少年環境整備審議会における推奨、指定の認定基準の改正について

1 要旨

静岡県青少年環境整備審議会における推奨、指定の認定基準（以下「認定基準」という。）については、昭和 37 年 1 月 12 日に公布して以降、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するべく改正を行ってきた。

今回、有害図書類を取り扱う事業者等からの意見及び他の都道府県の認定基準を参考にしつつ、実態に即した内容に改正することとしたもの。

2 改正事項

有害図書類、有害興行及び有害広告物に関する認定基準のうち、「著しく道義心を傷つけるもの」に係る基準を一部削除する。

3 改正点

新旧対照表のとおり。

4 その他資料

静岡県青少年環境整備審議会における推奨、指定の認定基準（昭和 37 年 1 月 12 日 公布）

1 関係条文

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例

第9条第1項（有害興行及び有害図書類に関する禁止規定）

第12条第1項（有害広告物に関する禁止規定）

※（参考）条例抜粋（第9条第1項）

知事は、興行又は図書類の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、著しく犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、又は著しく道義心を傷つけるため、これを青少年に観覧させ、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該興行又は図書類を有害な興行又は有害な図書類として指定することができる。



有害の指定は、

- ①著しく性的感情を刺激
- ②著しく粗暴性若しくは残虐性を助長
- ③著しく犯罪若しくは自殺を助長・誘発
- ④著しく道義心を傷つける

のいずれかに該当すれば可能であるが、条例の明白性、公平性を確保するため、上記①から④の具体的内容が認定基準に定められている。



今回の改正は、上記④「著しく道義心を傷つける」に係る認定基準の見直しとなります。

◎参考メモ

- ・ 上記①から③の有害指定の要件については、他の多くの自治体で同様の規定がありますが、④の「著しく道義心を傷つける」を定めているのは、静岡県と北海道だけです。
- ・ 北海道には③の「著しく犯罪若しくは自殺を助長・誘発」の定めがないため、④の「著しく道義心を傷つける」の規定で内容を補完しているものと思われます。

【北海道の④に係る認定基準の内容】

- ・ 麻薬、覚せい剤等の乱用を誘発するような行為を表現し、又は描写しているもの
- ・ 自殺、人身売買等を肯定し、生命、身体又は人格のき損を示唆し、又は助長するおそれのあるもの
- ・ その他表現、描写等が前記と同程度に道義心を傷つけるもの

新旧対照表

静岡県青少年環境整備審議会における推奨、指定の認定基準

改正前	改正後
<p>第1 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例による推奨基準(略)</p> <p>第2 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例による指定等の基準</p> <p>1 条例第9条第1項に規定する有害図書類の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(4) 著しく道義心を傷つけるもの</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ア 民主主義の原則に反する思想や行動を極端に表現しているもの</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>イ 訴訟及び裁判の手続きを正しく表現しないもの又は裁判を不当に風刺し、あざけるように表現しているもの</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ウ 宗教を取り扱う場合においては、それを故意に風刺し、あざけり、又は憎悪をもって表現しているもの</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>エ 虚偽、どん欲、怠惰、憎悪、放とう等罪科の賞賛を暗示するもの</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>オ 結婚を神聖視せず、家庭を尊重しないなど、奔放な結婚を容認する等、結婚を軽々しく取り扱っているもの</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>カ 背徳的な性的関係を魅力的に取り扱い、又は肯定するような表現をしているもの</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>キ 売春を正当視し、又は女性及び年少者の人身売買並びに身体障</u></p>	<p>第1 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例による推奨基準(略)</p> <p>第2 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例による指定等の基準</p> <p>1 条例第9条第1項に規定する有害図書類の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(4) 著しく道義心を傷つけるもの</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(削除)</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ア 背徳的な性的関係を魅力的に取り扱い、又は肯定するような表現をしているもの</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>イ 売春を正当視し、又は女性及び年少者の人身売買並びに身体障害者及び傷病者を素材として刺激的に取り扱っているもの</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ウ 売春その他これらに類似する行為などに好奇心を起こさせ、又はそれらの行為に勧誘し、若しくは従事することを誘発するような表現をしているもの</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>エ その他素材、表現等において青少年の道義心を著しく傷つけるもの</u></p> <p>2 条例第9条第1項に規定する有害興行の指定の基準は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(4) 著しく道義心を傷つけるもの</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(削除)</u></p>

<p>害者及び傷病者を素材として刺激的に取り扱っているもの</p> <p><u>ク</u> 売春その他これらに類似する行為などに好奇心を起こさせ、又はそれらの行為に勧誘し、若しくは従事することを誘発するような表現をしているもの</p> <p><u>ケ</u> その他素材、表現等において青少年の道義心を著しく傷つけるもの</p> <p>2 条例第9条第1項に規定する有害興行の指定の基準は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(4) 著しく道義心を傷つけるもの</p> <p><u>ア</u> <u>民主主義の原則に反する思想や行動を極端に表現しているもの</u></p> <p><u>イ</u> <u>訴訟及び裁判の手続きを正しく表現しないもの又は裁判を不当に風刺し、あざけるように表現しているもの</u></p> <p><u>ウ</u> <u>宗教を取り扱う場合においては、それを故意に風刺し、あざけり、又は憎悪をもって表現しているもの</u></p> <p><u>エ</u> <u>虚偽、どん欲、怠惰、憎悪、放とう等罪科の賞賛を暗示するもの</u></p> <p><u>オ</u> <u>結婚を神聖視せず、家庭を尊重しないなど、奔放な結婚を容認する等、結婚を軽々しく取り扱っているもの</u></p> <p><u>カ</u> 背徳的な性的関係を魅力的に取り扱い、又は肯定するような表現をしているもの</p> <p><u>キ</u> 売春を正当視し、又は女性及び年少者の人身売買並びに身体障</p>	<p><u>ア</u> 背徳的な性的関係を魅力的に取り扱い、又は肯定するような表現をしているもの</p> <p><u>イ</u> 売春を正当視し、又は女性及び年少者の人身売買並びに身体障害者及び傷病者を素材として刺激的に取り扱っているもの</p> <p><u>ウ</u> 売春その他これらに類似する行為などに好奇心を起こさせ、又はそれらの行為に勧誘し、若しくは従事することを誘発するような表現をしているもの</p> <p><u>エ</u> その他素材、表現等において青少年の道義心を著しく傷つけるもの</p> <p>3 条例第10条第1項に規定する有害玩具類及び有害器具類の指定の基準は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>4 条例第12条第1項に規定する有害広告物の指定の基準は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(3) 著しく道義心を傷つけるもの</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ア</u> 背徳的な性的関係を魅力的に取り扱い、又は肯定するような表現をしているもの</p> <p><u>イ</u> 売春を正当視し、又は女性及び年少者の人身売買並びに身体障害者及び傷病者を素材として刺激的に取り扱っているもの</p> <p><u>ウ</u> 売春その他これらに類似する行為などに好奇心を起こさせ、又はそれらの行為に勧誘し、若しくは従事することを誘発するような表現をしているもの</p>
---	---

<p>害者及び傷病者を素材として刺激的に取り扱っているもの</p> <p><u>ク</u> 売春その他これらに類似する行為などに好奇心を起こさせ、又はそれらの行為に勧誘し、若しくは従事することを誘発するような表現をしているもの</p> <p><u>ケ</u> その他素材、表現等において青少年の道義心を著しく傷つけるもの</p> <p>3 条例第 10 条第 1 項に規定する有害玩具類及び有害器具類の指定の基準は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>4 条例第 12 条第 1 項に規定する有害広告物の指定の基準は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(3) 著しく道義心を傷つけるもの</p> <p><u>ア</u> <u>民主主義の原則に反する思想や行動を極端に表現しているもの</u></p> <p><u>イ</u> <u>訴訟及び裁判の手続きを正しく表現しないもの又は裁判を不当に風刺し、あざけるように表現しているもの</u></p> <p><u>ウ</u> <u>宗教を取り扱う場合においては、それを故意に風刺し、あざけり、又は憎悪をもって表現しているもの</u></p> <p><u>エ</u> <u>虚偽、どん欲、怠惰、憎悪、放とう等罪科の賞賛を暗示するもの</u></p> <p><u>オ</u> <u>結婚を神聖視せず、家庭を尊重しないなど、奔放な結婚を容認する等、結婚を軽々しく取り扱っているもの</u></p>	<p><u>エ</u> その他素材、表現等において青少年の道義心を著しく傷つけるもの</p>
---	--

カ 背徳的な性的関係を魅力的に取り扱い、又は肯定するような表現をしているもの

キ 売春を正当視し、又は女性及び年少者の人身売買並びに身体障害者及び傷病者を素材として刺激的に取り扱っているもの

ク 売春その他これらに類似する行為などに好奇心を起こさせ、又はそれらの行為に勧誘し、若しくは従事することを誘発するような表現をしているもの

ケ その他素材、表現等において青少年の道義心を著しく傷つけるもの

第9 静岡県青少年環境整備審議会における推奨、指定の認定基準

公布 昭和37年1月12日

改正 令和4年3月29日（最終）

施行 令和4年4月1日

静岡県青少年環境整備審議会における推奨、指定の認定基準

第1 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例による推奨基準

1 条例第7条第1項に規定する優良興行及び優良図書類又は条例第8条第1項に規定する優良環境の推奨の基準は、次のとおりとする。

- (1) 生命を尊重する心を育むもの
- (2) 他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を育むもの
- (3) 正しい知識や技能を習得し、活用する力を育むもの
- (4) 自ら学び、考え、責任ある行動がとれる資質を育むもの
- (5) 家族、地域、郷土を愛する心を育むもの
- (6) 社会生活に必要な良識と倫理観念を育むもの
- (7) その他特に青少年の健全育成に役立つもの

第2 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例による指定等の基準

1 条例第9条第1項に規定する有害図書類の指定の基準は、次のとおりとする。

(1) 著しく性的感情を刺激するもの

ア 書籍、雑誌その他の刊行物中文章で表現している部分

- (イ) 男女の肉体の局部を露骨に表現し、卑わいな感じを与えるもの
- (ロ) 性的関係を結ぶに至るまでの方法、過程等を過度に描写、表現しているもの
- (ハ) 変態的な性欲を露骨に描写、表現しているもの
- (ニ) 文学的、医学的、民俗学的その他学術的内容であっても、性に関する記述を必要以上に著しく不自然に描写、表現しているもの
- (ホ) その他素材、描写、表現等が、(イ)から(ニ)までの内容と同程度に卑わいな感じを与え、著しく青少年の性的感情を刺激するもの

イ 書籍、雑誌その他の刊行物中文章で表現している部分以外の部分及びその他の図書類

全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為で次に掲げるものを描写、表現しているもの（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）

- (イ) 大たい部を開いた姿態
- (ロ) 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
- (ハ) 愛ぶの姿態
- (ニ) 自慰の姿態
- (ホ) 排せつの姿態

- (ハ) 緊縛の姿態
 - (ニ) 男女の性交又はこれを連想させる行為
 - (ホ) ごうかんその他のりょう辱行為
 - (ヘ) 同性間の性行為
 - (コ) 変態性欲に基づく性行為
 - (ケ) その他(ア)から(イ)までの内容と同程度に卑わいな感じを与えるもの
- (2) 著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するもの
- ア 殺人的場面や暴力場面を過度に描写、表現しているもの
 - イ 殺傷による肉体的苦痛（私刑、拷問を含む。）若しくは精神的苦痛を刺激的に描写、表現しているもの
 - ウ 暴力手段、方法等を詳細に描写、表現しているもの
 - エ 動物の虐待を描写、表現したもの
 - オ その他素材、描写、表現等が、アからエまでの内容と同程度に青少年の粗暴性若しくは残虐性を著しく助長するもの
- (3) 著しく犯罪若しくは自殺を誘発、若しくは助長するもの
- ア 犯罪を肯定し、かつ、賛美するよう描写、表現しているもの
 - イ 犯罪の手口を模倣可能なように詳細又は具体的に描写、表現しているもの
 - ウ 自殺を正当視し、又は心中することを魅力的に描写、表現したりしているもの
 - エ 自殺の手段、方法を詳細又は具体的に描写、表現しているもの
 - オ 暴走行為に関連する犯罪を肯定し、又は賛美し、勧めそそのかす描写、表現しているもの
 - カ その他素材、描写、表現等が、アからオまでの内容と同程度に青少年の犯罪若しくは自殺を著しく誘発、若しくは助長するもの
- (4) 著しく道義心を傷つけるもの
- ア 民主主義の原則に反する思想や行動を極端に表現しているもの
 - イ 訴訟及び裁判の手続きを正しく表現しないもの又は裁判を不当に風刺し、あざけるように表現しているもの
 - ウ 宗教を取り扱う場合においては、それを故意に風刺し、あざけり、又は憎悪をもって表現しているもの
 - エ 虚偽、どん欲、怠惰、憎悪、放とう等罪科の賞賛を暗示するもの
 - オ 結婚を神聖視せず、家庭を尊重しないなど、奔放な結婚を容認する等、結婚を軽々しく取り扱っているもの
 - カ 背徳的な性的関係を魅力的に取り扱い、又は肯定するような表現をしているもの
 - キ 売春を正当視し、又は女性及び年少者の人身売買並びに身体障害者及び病傷者を素材として刺激的に取り扱っているもの
 - ク 売春その他これらに類似する行為などに好奇心を起こさせ、又はそれらの行為に勧誘し、若しくは従事することを誘発するような表現をしているもの
 - ケ その他素材、表現等において青少年の道義心を著しく傷つけるもの
- 2 条例第9条第1項に規定する有害興行の指定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 著しく性的感情を刺激するもの
- ア 男女の肉体の全部又は局部を劣情的に表現しているもの
 - イ 演出、描写、表現が露骨に性的行為を連想させ、又は説明、口上、歌曲等が著しく卑わいなもの
 - ウ 刺激的な裸体により、又はわいせつな動作によって、身体の全部若しくは局部が露出するもの
 - エ ストリップショー、ヌードショーその他これらに類するもの
 - オ 変態的な性欲を演出、描写、表現しているもの
 - カ 文学的、医学的、民俗学的その他学術的内容であっても、性に関する記述を必要以上に著しく不自然に演出、描写、表現しているもの
 - キ その他素材、演出、描写、表現等が、アからカまでの内容と同程度に卑わいな感じを与え著しく青少年の性的感情を刺激するもの
- (2) 著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するもの
- ア 殺人的場面や暴力場面を過度に描写、表現しているもの
 - イ 殺傷による肉体的苦痛（私刑、拷問を含む。）若しくは精神的苦痛を刺激的に描写、表現しているもの
 - ウ 暴力手段、方法等を詳細に描写、表現しているもの
 - エ 動物の虐待を描写、表現したもの
 - オ その他素材、描写、表現等が、アからエまでの内容と同程度に青少年の粗暴性若しくは残虐性を著しく助長するもの
- (3) 著しく犯罪若しくは自殺を誘発、若しくは助長するもの
- ア 犯罪を肯定し、かつ、賛美するよう描写、表現しているもの
 - イ 犯罪の手口を模倣可能なように詳細又は具体的に描写、表現しているもの
 - ウ 自殺を正当視し、又は心中することを魅力的に描写、表現しているもの
 - エ 自殺の手段、方法を詳細又は具体的に描写、表現しているもの
 - オ 暴走行為に関連する犯罪を肯定し、又は賛美し、勧めそそのかす描写、表現しているもの
 - カ その他素材、描写、表現等が、アからオまでの内容と同程度に青少年の犯罪若しくは自殺を著しく誘発、若しくは助長するもの
- (4) 著しく道義心を傷つけるもの
- ア 民主主義の原則に反する思想や行動を極端に表現しているもの
 - イ 訴訟及び裁判の手続きを正しく表現しないもの又は裁判を不当に風刺し、あざけるように表現しているもの
 - ウ 宗教を取り扱う場合においては、それを故意に風刺し、あざけり、又は憎悪をもって表現しているもの
 - エ 虚偽、どん欲、怠惰、憎悪、放とう等罪科の賞賛を暗示するもの
 - オ 結婚を神聖視せず、家庭を尊重しないなど、奔放な結婚を容認する等、結婚を軽々しく取り扱っているもの
 - カ 背徳的な性的関係を魅力的に取り扱い、又は肯定するような表現をしているもの

- キ 売春を正当視し、又は女性及び年少者の人身売買並びに身体障害者及び病傷者を素材として刺激的に取り扱っているもの
 - ク 売春その他これらに類似する行為などに好奇心を起こさせ、又はそれらの行為に勧誘し、若しくは従事することを誘発するような表現をしているもの
 - ケ その他素材、表現等において青少年の道義心を著しく傷つけるもの
- 3 条例第10条第1項に規定する有害玩具類及び有害器具類の指定の基準は、次のとおりとする。
- (1) 有害玩具類
 - ア 鉄砲を形どったものや飛び道具又は投げることを目的としたもので、人体又は財産に危害を与えるおそれのあるもの
 - イ 玩具用花火で、その構造又は機能が、人体又は財産に危害を及ぼすおそれのあるもの
 - ウ その他その構造又は機能が、人体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - (2) 有害器具類
 - ア 自慰その他性行為に用いる男女の性器を模した器具で振動機を内蔵しているもの
 - イ 一般に家庭用、学習用及び業務用に使用する以外の刃物で、刃渡り又は鋭利性において容易に人を殺傷し得る機能を有するもの
 - ウ バネの弾力性を利用して、45度以上に自動的に開刃する装置を有する刃物
 - エ その他槍、チェーン等で人を殺傷し得る機能を有するもの
- 4 条例第12条第1項に規定する有害広告物の指定の基準は、次のとおりとする。
- (1) 著しく性的感情を刺激するもの
 - ア 男女の肉体の全部又は局部を劣情的に表現しているもの
 - イ 性的行為又はわいせつ行為を具体的かつ露骨に表現したもの又は容易に連想させるもの
 - ウ 男女の局部を表現するもの
 - エ 著しくわいせつな文句をもって表現しているもの
 - オ 変態的な性欲を具体的に表現しているもの
 - カ その他表現等において、青少年の性的感情を著しく刺激するもの
 - (2) 著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するもの
 - ア 殺人、強盗、放火、暴行、傷害、脅迫、恐喝等を肯定し、かつ、賛美するように描写、表現しているもの
 - イ 殺人、強盗、放火、暴行、傷害、脅迫、恐喝等の手口を模倣可能なように詳細かつ刺激的に描写、表現しているもの
 - ウ 私刑、拷問等を刺激的に描写、表現しているもの
 - エ その他素材、描写、表現等が、アからウまでの内容と同程度に青少年の粗暴性若しくは残虐性を著しく助長するもの
 - (3) 著しく道義心を傷つけるもの
 - ア 民主主義の原則に反する思想や行動を極端に表現しているもの

- イ 訴訟及び裁判の手続きを正しく表現しないもの又は裁判を不当に風刺し、あざけるように表現しているもの
- ウ 宗教を取り扱う場合においては、それを故意に風刺し、あざけり、又は憎悪をもって表現しているもの
- エ 虚偽、どん欲、怠惰、憎悪、放とう等罪科の賞賛を暗示するもの
- オ 結婚を神聖視せず、家庭を尊重しないなど、奔放な結婚を容認する等、結婚を軽々しく取り扱っているもの
- カ 背徳的な性的関係を魅力的に取り扱い、又は肯定するような表現をしているもの
- キ 売春を正当視し、又は女性及び年少者の人身売買並びに身体障害者及び病傷者を素材として刺激的に取り扱っているもの
- ク 売春その他これらに類似する行為などに好奇心を起こさ、又はそれらの行為に勧誘し、若しくは従事することを誘発するような表現をしているもの
- ケ その他素材、表現等において青少年の道義心を著しく傷つけるもの